

とりまとめコメント

事業名 予防接種対策費

本事業は、予防接種施策の推進を目的とした複数の事業から構成されており、予防接種の実施から健康被害者救済までを目的とした事業の必要性は認められるが、令和5年度までの「平時からの適切な予防接種の実施」に関する事業メニューと令和6年度からの「感染症有事に備えた体制整備の実施」に関する事業メニューが混在し、分かりづらい。

また、本事業のうち、予防接種センター機能推進事業については、平時における予防接種の実施や医療相談・啓発事業等のほか、パンデミック発生時等に備えた予防接種体制の構築が事業メニューとなっているにもかかわらず、後者に関する成果指標が設定されていない。

現時点では、予防接種センターに期待される機能が明らかでないので、まずはタイムラインを定めて早急に予防接種センターに期待される機能を整理し、都道府県が予防接種センターを設置する利点を明確にすることが必要である。

その上で、有事における都道府県内の市区町村との連携体制の構築に関する役割を予防接種センターに求めるのであれば、そうした点について適切に評価出来るような成果指標の設定を検討すべきである。

その際には、広域連携や基幹病院への機能集約、オンライン相談・研修の活用など、都道府県が予防接種センターを実装しやすいモデルを提示することも検討すべきである。

また、予防接種センター機能病院の設置件数をアウトプット指標としているが、都道府県において、市区町村と連携して有事に行動できる仕組みが確立さ

れていることが目的であれば、そのためのアウトカム指標として、市区町村との連携方法、初動対応マニュアル等の整備状況を含め、都道府県の有事対応能力の有無を広く判断できる指標（非常時における体制のシミュレーションができている市区町村の割合など）の設定を検討すべきである。

加えて、平時にできないことは非常時にできないからこそ、平時から予防接種センターと市区町村のコミュニケーションを増やすための働きかけを行う必要がある、その際、都道府県及び予防接種センターが現場である市区町村の足かせとならないようなコミュニケーションとなるよう留意すべき、さらに、平時と有事では異なる指揮命令システムが必要である点を踏まえながらセンターの機能と全体の体制を構築することを検討すべき、との意見があった。